# 議員提出議案第4号

取手市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月19日

取手市議会議長 入江 洋一 殿

久代	齋藤	取手市議会議員	提出者
繁	結城	"	
直一	赤羽	"	
信	岩澤	"	
+ 隆	山野	JJ	
典男	細谷	IJ	
隆治	佐藤	IJ	

# 提案理由

請願及び陳情の取扱いを明確にするとともに、傍聴人の発言に関する規定を整理するため、本条例の一部を改正するものです。

### 取手市議会基本条例の一部を改正する条例

取手市議会基本条例(平成23年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

コムコング	7 <b>↓</b> →
I CX IF.1安	
<u> </u>	<u> </u>

(市民参加及び市民との連携)

#### 第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における<u>当該請願</u>に係る質疑が終結するまでの間に<u>請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者(以下「代表提出者等」という。)</u>から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。

(市民参加及び市民との連携)

### 第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 議会は、請願(請願の例により処理する陳 情を含む。以下「請願等」という。)を政 策提案として受け止め、常任委員会、議会 運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」 という。)における<u>当該請願等</u>に係る質疑 が終結するまでの間に<u>請願等の提出者</u>か ら発言の申出があったときは、特別の理由 がない限り、委員会において<u>提出者の代表</u> の意見を聴く機会を設けなければならな い。
- 4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、<u>請願等の提出者</u>は、自らが提出した請願等について傍聴人として発言することはできない。

#### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に取手市議会に提出されているこの条例による改正前の第5条第3項に規定する請願等については、なお従前の例による。